

2. 公害に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	
	環境上の条件	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
		昭和53年7月11日 環境庁告示第38号

- (注) 1. 環境基準は工業専用地域・車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子物質とは、大気中に浮遊する粒子物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)その他の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

[参考] 環境基準による大気汚染の評価

大気汚染物質	評価区分	環境基準達成状況の判断
二酸化硫黄	短期的評価	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
一酸化炭素	短期的評価	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	短期的評価	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
光化学オキシダント	短期的評価	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。
二酸化窒素		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

- (注) 1. 短期的評価とは、連続して又は随時に行った測定結果を評価するもので、測定を行った日又は時間について評価する。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。
2. 長期的評価(光化学オキシダントを除く。)とは、年間にわたる測定結果を評価するもので、1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2パーセントの範囲内にあるものを除外して評価を行う。
3. 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98パーセントに相当するものについて評価する。なお、1時間値の欠測が4時間を超える1日平均値は用いない。また、年間測定時間が6,000時間未満の測定局は評価対象としない。

(2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境基準	
	環境上の条件	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
		平成9年2月4日 環境庁告示第4号
		昭和13年4月20日 環境省告示第4号

- (注) 1. 環境基準は工業専用地域・車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係わるものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
3. ベンゼン等の大気環境濃度の状態を環境基準に照らし評価する場合は、測定方法、測定地点等(有害大気汚染物質モニタリング指針による)により、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価を行うものとする。

(3) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年12月28日環境省告示第59号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/l 以下	1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下	ふっ素	0.8 mg/l 以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンは最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、公定法により測定された硝酸イオン濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと公定法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH 水素イオン 濃度	BOD 生物化学的 酸素要求量	SS 浮遊物質 質量	DO 溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道3級、水産2級およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-
D	工業用水2級、農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以上	-

- 備考 1. 基準値は日平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
 3. 年間での環境基準達成の評価は、各項目について次の値を用いる
 pH - 年間測定値の最大値及び最小値
 BOD - 年間測定値の 75% 値

SS及びD0 - 年間測定値の平均値

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 2 級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級 コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級 特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<参考>本市河川の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
釧路川中流 (多和川合流点から釧路取水口まで)	A	イ	昭和47年4月1日 北海道告示第1093号
釧路川下流(2) (釧路取水口及び茂雪裡川合流点から下流)	B	ロ	
釧路川下流(3) (新釧路川への分派点から下流)	E	ロ	
阿寒川下流 (舌辛川合流点から下流)	B	イ	北海道告示第820号(平成13年5月7日)一部改正
別途前川(全域)	E	ハ	昭和48年3月15日 北海道告示第642号

(注) 達成期間の分類

- イ 直ちに達成
 ロ 5年以内で可及的速やかに達成
 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

イ. 湖沼(天然湖沼および貯水量1,000万m³以上の人工湖)

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH 水素イオン 濃度	COD 化学的酸素 要求量	SS 浮遊物質量	DO 溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、 自然環境保全および A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2、3級、水産2 級水浴およびB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水産3級、工業用水1 級、農業用水およびC の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	-
C	工業用水2級、環境保 全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l以上	-

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝の環境保全
 2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級 ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級 コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)窒素・りん

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
	水道 3 級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
	水産 2 種及び以下の欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種 サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 - 水産 2 種 ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 - 水産 3 種 コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<参考>本市湖沼の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
春採湖（全域）	湖沼 B	ハ ハ	昭和 59 年 11 月 29 日 北海道告示第 2062 号
阿寒湖（全域）		イ	昭和 61 年 1 月 13 日 北海道告示第 44 号

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成 ハ 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

ウ. 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境 保全および B 以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/l 以下	7.5 mg/l 以 上	1,000MPN /100ml 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	-	-

備考 水産 1 級のうち生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN / 100ml 以下とする。

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 - 水産 2 級 ポラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(4) 騒音に係る基準

騒音に係る環境基準(平成11年4月1日北海道告示第532号)

ア. 道路に面する地域以外の地域(一般地域)

(単位 デシベル)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 6~22時	夜間 22~翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域(都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。)	55以下	45以下
B	第2種区域(A類型の地域を除く。)		
C	第3種区域及び第4種区域(都市計画法に基づく工業専用地域を除く。)	60以下	50以下

イ. 道路に面する地域

(単位 デシベル)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 6~22時	夜間 22~翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域(都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。)	2車線以上	60以下	55以下
B	第2種区域(A類型の地域を除く。)	2車線以上		
C	第3種区域及び第4種区域(都市計画法に基づく工業専用地域を除く。)	1車線以上	65以下	60以下

(注)この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位 デシベル)

基準値		備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下。)によることができる。
昼間 6~22時	夜間 22~翌日6時	
70以下	65以下	

- (注)1 基準値は等価騒音レベル(LAeq)
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
- 5 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知(平成10年9月30日付環大企第257号)で次のとおり定められています。
- (1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)等。
- (2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル
 - ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル

ウ. 航空機騒音に係る環境基準(昭和50年3月31日北海道告示第949号)

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
	70以下
	75以下

- (注)1. を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、 を当てはめる地域は、 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。
2. $WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$
 $dB(A)$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。 $N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

自動車騒音に係る要請限度（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）（単位 デシベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌日 6 時)
A 区域及び B 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 以下	65 以下
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 以下	70 以下

（注）幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表のとおり。

要 請 限 度		2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から 20 メートルまでの範囲をいう。
昼 間	夜 間	
75 以下	70 以下	

（平成 12 年 3 月 31 日 北海道告示第 522 号）

都道府県知事が定める区域の区分	
A 区域	昭和 63 年北海道告示第 315 号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）
B 区域	指定地域のうち、第 2 種区域（A 区域として定める地域を除く。）
C 区域	指定地域のうち、第 3 種区域（都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）

（ 5 ）振動に係る基準

道路交通振動に係る要請限度（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）

（単位 デシベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 8～19 時	夜 間 19～翌日 8 時
第 1 種 区 域	65 以下	60 以下
第 2 種 区 域	70 以下	65 以下

備 考 時間及び区域については、昭和 53 年 3 月 29 日北海道告示第 786 号による。

（注）第 1 種区域、第 2 種区域とは、振動規制法に基づく指定地域の区域区分であり、原則として、次のように区分されている。

1. 第 1 種区域～良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
2. 第 2 種区域～住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

（ 6 ）地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg / l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / l 以下
鉛	0.01 mg / l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg / l 以下
六価クロム	0.05 mg / l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / l 以下
砒素	0.01 mg / l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg / l 以下
総水銀	0.0005 mg / l 以下	チウラム	0.006 mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg / l 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg / l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg / l 以下	ベンゼン	0.01 mg / l 以下
四塩化炭素	0.002 mg / l 以下	セレン	0.01 mg / l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / l 以下	ふっ素	0.8 mg / l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / l 以下	ほう素	1 mg / l 以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度

濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(7) 土壌の汚染に係る環境基準

平成 10 年 4 月 24 日環境庁告示第 21 号

改正 平成 13 年 3 月 28 日環境省告示第 16 号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05 mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(8) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号、水質については、平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号により改正)

1. 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
2. 1 の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
3. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
4. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
5. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
6. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

媒 体	基 準 値	測定方法
大 気	0.6pg TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く)	1pg TEQ/l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg TEQ/g 以下	土壌中に含まれるソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

1pg (ピコグラム) は 1 兆分の 1 グラム

備 考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気、水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。
- 4 ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(P C D D) 及びポリ塩化ジベンゾフラン(P C D F) にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナー P C B) を含めてダイオキシン類と定義している。